

ここで、何が解決できるかという情報交換ができないものか、また、きっと、それら相談窓口にも、裁判所で取り扱うべき問題が持ち込まれているのに、窓口担当者の知識不足で、なかなか裁判所にたどり着けない相談者もいるのではないかと考えていました。そんな話を、社協の方にお話ししたところ、その方も同じ考えでいらしたことから、社協に事務局を置いて、地域の相談業務を担当している方々の勉強会を始め、私も、できる限り参加させていただきました。毎回、交互に講師となつてうかがった、生活保護制度の詳細や、在宅障害者の生活支援事業、女性相談員の活動などについてのお話は、いずれも、目の見開かれるようなものばかりでした。私からも、どのような問題についてどのように裁判所を利用すべきか、という観点から話させていただきました。その後、その勉強会を母体に、「伊賀相談ネットワーク」が設立され、外国人の生活相談等の活動をしているNPO代表者や、警察安全相談を担当している地元警察署の警察官など、様々な分野で相談業務に従事している方からお話いただくなどして、互いに学び、それぞれの相談業務に生かす取組みを続けておられます。参加者の中には、家裁伊賀支部や伊賀簡裁の調停委員も兼ねていらっしゃる地域の民生委員らも多くおられるので、きっと、そこで学んだことが、裁判所における調停にも生かされるとともに、裁判所と地域とが、より密接につながるきっかけになるのではないかと期待しています。

裁判所を、より身近で、利用しやすい存在にしたいという私の願いは、反面、難しい問題をはらむものでもあり、前任地の伊賀支部で、その目標に近づけたのかどうか、甚だ心許ないのですが、今後とも、微力ながら、そのための努力を続けたいと考えています。



広島高等裁判所広報紙

「ひろしまこうさい広報【第7号(2006年1月発行)】」